



子育て世帯向け

しまねの木



木の家づくり
しまねの木
子育て世帯向け

県産木材を使った 木の家を支援!!

平成30年度 木の家ですくすく子育て応援事業

子育て世帯が行う県産木材を使った木造住宅の新築・購入、増改築などに支援することにより、安心して暮らせる住環境を提供する助成制度です。さらに、中山間地域などに手厚く支援することで、島根への定住を促進します。

※屋根工事後に行う当協会の補助金交付事務が平成31年3月末日までに完了できるものが対象となりますので、当協会が別に定める申請受付期限までに申請をお願いします。

※補助金はなくなり次第、受付終了となります。

助成対象

住宅 子育て世帯の施主

自ら居住する住宅である

- 満18歳未満の子供がいる
(満18歳となった最初の3月31日を迎える場合も可)
- 妊娠中の方がいる

子育て支援施設 地域の子育て支援団体

営利を目的としない社会福祉法人、NPO法人、自治会等の団体 ※地方公共団体は除く

- 地域ぐるみで子育てをサポートする施設
- 目視できる部分の県産材は、乾燥材を使用

新築・購入の場合

県産木材使用で上限30万円
+
石州瓦使用で上限7万円上乗せ
最大37万円助成

- 県産木材(構造材)使用…2万円/㎡
- 石州瓦…480円/㎡

増改築の場合

県産木材使用で上限15万円
+
石州瓦使用で上限5万円上乗せ
最大20万円助成

- 県産木材(構造材)使用…2万円/㎡
- 石州瓦…480円/㎡

修繕 模様替えの場合

県産木材使用で
定額10万円助成

- 県産木材を20万円以上使用した
工事費50万円以上の修繕・模様替え工事

さらに
+
プラス

三世帯同居・
近居
UIターンの方
定額10万円加算

- 近居は同一地域(地区公民館区域又は直線距離で5km以内)に居住する場合
- UIターンは、転入時に子育て世帯で、県内に転入後5年以内の場合

中山間
地域等の方
定額10万円加算

- 島根県中山間地域活性化計画に定める中山間地域、過疎化地域とみなされる区域を含む過疎地域及び半島振興法に指定された地域のいずれかに該当する場合

上記いずれかに
該当する場合

定額10万円加算



●新築・購入の場合

最大57万円助成

●増改築の場合

最大40万円助成

●修繕・模様替えの場合

最大20万円助成

このほか、金融機関による住宅ローンの金利割引制度や、市町村助成がある場合もあります。詳しくは金融機関(住宅金融支援機構、山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、しまね信用金庫、JAしまね)・市町村へお問い合わせください。

木の家ですくすく
子育て応援事業の
お問い合わせ

(一社)島根県木材協会 TEL0852-21-3852 FAX 0852-26-7087

〒690-0886 松江市母衣町55(林業会館3F) 詳しくは、ホームページへ 島根県木材協会 検索



しまねの木の活用—しまねの森からつながる未来

みんなで使おう!しまねの木

島根県では、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現を目指して、住宅や公共施設での木造化や木質化による県産木材の利用を進めています。

しまねの子は
しまねで育った
木の家で!!
すくすくと♡



認定マーク

「しまねの木」の認証

「しまねの木」とは、島根県の森林で生産され、島根県で製材・加工された木材製品です。生産から流通、加工に至る関係者が連携し、産地の明確な木材製品を「しまねの木」として認証し、供給しています。

「しまねの木認証センター」
(一社)島根県木材協会内

お問い合わせ

●補助金・しまねの木認証について

(一社)島根県木材協会 TEL0852-21-3852

松江市母衣町55(林業会館3F) 詳しくは、ホームページへ [島根県木材協会](#) [検索](#)

●県産木材の利用について

島根県農林水産部林業課木材振興室 TEL0852-22-6749

松江市殿町1番地 <http://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>

●しまねの木の家について

(一社)島根県住まいづくり協会 TEL0852-31-1282

松江市北田町35-3[建築会館内] E-mail:info@sumai.ne.jp <http://www.sumai.ne.jp/>

「しまねの木の家」の3つの方針



島根県では、県産木材を利用した地場の木造住宅建築の推進のために、設計マニュアルを作成し、県産木材をふんだんに使用して、スケルトン・インフィル方式を採り入れた「しまねの木の家」づくりをすすめています。